

特集 《日本弁理士会の経営支援》

知的財産支援センター及びキャラバン 統合 WG の経営支援と今後の展望



平成 27・28 年度知的財産支援センター センター長
兼 キャラバン統合 WG 長

松浦 喜多男

要 約

今、行政は、知財をキーワードとする、より経営の中身に切り込んだ支援を掲げています。日本弁理士会は、このような行政の取り組みと連携し又は率先し、知的財産支援窓口への運営協力、知財キャラバン事業の立ち上げ等、知財経営に資する事業を展開しています。ただ、当会は様々な機関、委員会を要するものの、中小企業の経営に資する知財戦略（知財経営戦略）という観点では、統合性を欠いています。知財キャラバン事業を介して、中小企業の知財経営に参画可能な、意欲と能力を持つ多数の会員を輩出したことを契機として、これら各組織の既存の事業を統合し、知財経営支援という概念の下に、知財の活用に積極的に関与する時期に来ているのではないかと考えます。

目次

1. はじめに
2. 知的財産支援センターの経営支援について
 - (1) 知的財産支援センターの役割
 - (2) 知的財産支援センターの取り組み
 - ① 中小企業支援への積極的取組
 - ② 協定を軸とした活動
 - ③ 知財総合支援窓口への対応
 - (3) 中小企業支援の限界
3. 知財キャラバン事業による経営支援について
 - (1) 活動状況
 - (2) 地域キャラバンについて
 - (3) 地域キャラバン事業のこれから
4. 整理
 - (1) 知財経営の意義
 - (2) 現況
5. 今後の展望

における知財活用の推進を重点 3 本柱の第 1 の柱として位置付けています。

その中身をみますと、意欲的な地域の先進的な知財活用提案プロジェクトを伴走型で支援しようとか、知財金融支援の下に中小企業への知財に着目した融資を促進しようといった、知財をキーワードとする、より経営の中身に切り込んだ支援を掲げています。

一方、知財経営の現状で言えば、中小企業は我が国企業数の 99.7% を占めながらも、特許出願件数は 13% にすぎず、中小企業の企業経営において、十分に知財が資産として顕在化されていない、または知財を企業活性化ツールとして活用していないのではとの懸念があります。今、知財関連の行政機関は、この懸念を前提として、中小企業の知財経営支援を、日本又は各自治区域の経済活性化のための課題、又は突破口として認識しているものと考えます。

日本弁理士会は、このような行政の取り組みと連携し又は率先して、様々な事業を展開してきました。最近では、知的財産支援窓口の運営への協力や、知財経営コンサルティングの担い手を増強しつつ中小企業に出向いて支援する知財キャラバン事業に着手するなど、知財経営に資する事業を展開しています。

ただ、当会は様々な機関、委員会を要するものの、中小企業の経営に資する知財戦略（知財経営戦略）という観点では、統合性を欠いています。知財キャラバン事業を介して、中小企業の知財経営に参画可能な、

1. はじめに

知財をキーワードとした中小企業の経営支援は、特許庁、経産省、地方自治体の目玉事業となっています。地域創成・中小企業支援の強化には、知財を中核とする経営基盤強化の必要性が無くてはならないとの共通認識が、そこに見て取れます。例えば日本再興戦略改定 2015 では、地域中小企業の企業戦略の強化が新たに追記され、知財総合支援窓口の体制強化や先導的な知財ビジネスマッチング活動の支援強化の必要性を指摘しています。知的財産推進計画 2015 では、地方に

意欲と能力を持つ多数の会員を輩出したことを契機として、これら各組織の既存の事業を統合し、知財経営という概念の下に、新たな組織を確立して、新たな戦略に踏み出す時期に来ているものと考えます。本稿により、これらの現状と、方向性を示唆することができればと思います。

2. 知的財産支援センターの経営支援について

(1) 知的財産支援センターの役割

知的財産支援センターは、弁理士の使命に沿って、社会貢献としての様々な支援活動を行っています。その支援活動の一つとして、中小企業支援が挙げられます。

この中小企業支援は、いわゆる知財専門家としての社会的使命に基づくプロボノ活動に相応しい、簡単に言えば産業の発展に関与している弁理士らしい支援態様といえるものです。この活動を通じて、我が国の産業活性化にいささかでも寄与できればと考えています。

支援センターは、このような趣旨から、社会的要望に沿った実効性のある支援活動を行う必要があると考え、支援協定などを介して、行政と連携しながら経営支援に参画しているところです。

これらの支援内容について、以下紹介したいと思います。

(2) 知的財産支援センターの取り組み

① 中小企業支援への積極的取組

支援センターは、後述するキャラバン事業遂行の中核を担うと共に、様々な中小企業の経営支援を行っています。例えば、特許庁の優良企業等表彰制度に協力して中小企業を推薦したり、中小企業向けの支援情報を提供しています。中小企業の海外進出を支援する新輸出大国コンソーシアムへの対応も行っています。

また、出願援助事業が、一昨年度、予算規模で拡大され、実用新案登録出願、意匠登録出願についても援助内容に含まれました。法人に対する資力要件も緩和され、援助対象が広がり、出願援助事業の充実化が図られました。これらの援助の主眼は、出願手続におけるいわゆる弱者救済、セーフティネットと考えられていました。しかし、昨今は、起業時における中小企業の経営支援という観点が強まってきています。起業家が創出した質の高い発明等を世に送り出す手伝いをす

るということです。特に、キャラバン事業と組み合わせた支援スキームも整備されたことから、これを活用して、キャラバン事業の後押しをさせていただきます。

② 協定を軸とした活動

支援センターは、地方自治体(21道県・4市(3県は満了))と知財支援協定を締結し、知的財産セミナー等を開催して、当該地方自治体の知財活性化事業に協力してきました。この制度は平成13年の鳥根県との締結から14年が経過しており、制度の硬直化が懸念されましたが、昨年度は、徳島県、香川県、鹿児島県との協定を結びました。本年度も、広島県と既に締結しており、さらに協定締結数が増加していく予定です。

これらの知的財産セミナーのほとんどが、各地域における特色ある中小企業の知財経営の育成が中核テーマとなっています。知財経営の勘所や、地域の強みを生かしてのグローバル戦略、その成功事例等のテーマが参加者を集めています。

また、一般社団法人中小企業診断協会と協定を結んで後、傘下の各都道府県の協会と各支部との図書締結が、全県に亘りほぼ結実しようとしています。本年度は、様々な企画を介してこれらの協定を実のあるものにし、企業に対するコンサル体制の充実化に寄与できればと考えています。

③ 知財総合支援窓口への対応

平成25年度から、47都道府県に置かれた知財総合支援窓口に、弁理士が知財専門家として常駐することとなり、その推薦を日本弁理士会が行うこととなっています。この常駐弁理士制度が適正に運営されるよう支援センターとしては、各支部と連携しながら、引き続き必要な対応をしていきます。この推薦事業を介して、中小企業の知財経営をバックアップしていければと考えています。

(3) 中小企業支援の限界

支援センターは、社会貢献を理念として掲げており、産業の活性化のために、個々の中小企業を直接支援することは、出願援助などの制度運用を除いては避けており、原則的には行政の活性化事業の協力にとどまらざるをえません。一方では、上述したように行政は、中小企業の知財経営の観点からの基盤強化を掲げ、知財支援窓口や、海外での紛争対応支援や、新輸出大国コンソーシアムなどによる支援など、企業の直

接支援を掲げています。これらの事業には専門家である弁理士が積極的に関与すべきですが、適切な受け皿組織がなく、結局、支援センターで何らかの対応しているというのが実状です。中小企業の直接支援に対応できる柔軟な組織が求められています。

3. 知財キャラバン事業による経営支援について

(1) 活動状況

弁理士知財キャラバン事業が立ち上がり、2年目を迎えました。この事業は、弁理士が知財コンサルの中核的担い手であることを企業及び会員がはっきりと自覚して頂くこと、そして弁理士が知財経営への関与実績を積み、弁理士の対外的イメージを一新することを終局目的としています。

未経験の事業内容でありながら、研修には622名の受講者を迎え、481名の受講修了者を輩出しました。また、クライアント向け訪問型コンサルの修了者が続々誕生しています。このコンサルは、研修満了により基本スキルを身につけた会員が、まずはクライアントに成果を届けようとするもので、いわば知財経営コンサルを速攻的に経営に役立てようとするものです。キャラバン事業が目指す成果物として位置付けられます。

また各支部では、次に示す地域キャラバンを主体として、様々な媒体を通じて、広報宣伝を行いつつ、支部特有の状況を見据えながら、キャラバン活動を展開しているところです。

(2) 地域キャラバンについて

各支部には、その機関として、地域キャラバンが置かれています。関東支部を除いた8支部には、それぞれ一つの地域キャラバンが置かれ、関東支部には、統括的地域キャラバンとしての関東キャラバンが置かれ、その下に各県の地域キャラバンが置かれています。地域キャラバンは、当該担当地域でのキャラバン事業の前線基地であり、夫々が経産局特許室、中小企業基盤整備機構の地域本部等と密に連携し、広報活動と共に、申請企業の掘り起こしを行っています。また、東海支部の知財サロンのように、今までの中小企業支援事業と関係付けての掘り起こしも行っています。

この地域キャラバンは、キャラバン事業との関係において設置しましたが、この組織の有用性を理解する

ことにより、中小企業の知財経営に資する地方拠点とするなど、今後様々な展開が期待されます。

(3) 地域キャラバン事業のこれから

この事業は、支部及び多くの会員の努力により順調に進行しており、本年度末にはおおきな成果を確認・共有できればと願っています。

一方、この事業の先行きを今から検討する必要があります。この事業は、弁理士が、知財コンサルを担い得るという会員の意識改革と、社会的評価の獲得を終着点としています。会員の職域の拡張、標準業務化を念頭に置くのであれば、ひたすら社会貢献事業として拡張的に事業を展開すれば良いものではありません。しかし、今のところは、会員、社会の意識改革に至るために、本年だけでは十分ではなく、事業の継続化が必要あると考えています。

このため、この事業をそれなりの体制で持続させる必要があります。そのためには、受け皿としての組織的担保が必要となります。この点を、本年度中に整えて頂ければと、願ってやみません。

4. 整理

(1) 知財経営支援の意義

知的財産の活用の促進については、弁理士法において弁理士の責務として規定され、これにともない、時流に対応した、有効な対外的支援活動を展開させることが求められています。

一方、上述したように、我が国産業の底上げ化・国際化への対応のため、中小企業、ベンチャー企業における知財の活用が大きな課題として挙げられ、それらの気づきを与えるものとして、知的財産を経営戦略に位置付けるという「知財経営」の概念が普及してきています。

従来の、知的財産権を糧とする企業の優位性確保の考えにのみ安住すれば、権利の賞味切れ以降に訪れる過酷な価格競争に対応できない。改良発明の蓄積による高機能化戦略のみでは、商圏がニッチ化する等の様々な知的財産の役割の見直しが各方面で行われています。知財戦略は、単に出願を増加するだけで良いものではなく、ビジネスの成熟度、環境など、様々な観点から戦略を立てる必要があります。融資の現場では知財の担保価値が検討され、知財金融が深く研究されています。これに呼応して、知財の価値を定める目利

き、評価手法が求められています。

これらの観点は、知財経営という概念により意識化されるものです。

このような背景から、日本弁理士会において、従来の自治体、教育機関などへの対外支援に加え、知財経営の概念で収斂される経営の現場を見据えた企業支援が検討の視座に置かれるべきものと考えます。

(2) 現況

弁理士会の会員増を背景として、弁理士業務の拡張が、ここ数年来の会務の重要課題であり、これに伴い、知財価値の評価、知財コンサルティング、知財の流通などさまざまな分野において、これを担当する組織が置かれてきました。これらは、いずれも知財の経営に直接関係する分野であって、それ自体は時宜に応じたものと評価されます。

一方、知財経営の視点から見ると、これらの分野は、いずれも相互に関係するものであって、活動を発展させるに従い、組織連系の必要性が顕在化する等、個別的、完結的組織活動を越えた、新たな展開が求められています。

また、昨今、上述のように特許庁、経産省、中小企業庁などでは、産業活性化として知財経営の支援を軸とする種々の中小企業への直接支援策を行っています(新輸出大国コンソーシアム、経営サポート「知的財産支援」等)。その他にも、中小企業基盤整備機構での知財経営に資する事業など、周囲環境は知財経営の概念を軸として、多様な支援活動を行っています。

これらは、いずれも、中小企業を直接的に支援するものであり、これらの支援業務への助力依頼が支援センターに来ていますが、支援センターは、上述したように社会貢献を理念としていることから、個々の中小企業支援を行う直接的支援業務を行うことには躊躇せざるを得ず、対応に苦慮しているところです。また、弁理士会全体としても、無料相談会や、知財支援窓口

事業への弁理士の推薦は行っているものの、経営課題に対して、継続的かつ包括的に対応できる組織がないのが実状です。

一方、平成 27 年度において、キャラバン事業が発足し、個別的企業支援に向けての新たな施策が取りまとめられ、この活動を通して企業支援の有り様が整理され、会員の知財経営に関する理解も深まってきました。また、コンサル研修などの結果、個別的企業支援に積極的に参画する意欲のある弁理士も多数誕生しています。

5. 今後の展望

上述のように、日本弁理士会の体制は、複数の組織が特定分野で個別に活動しているものであり、様々な要素が絡みあう経営というフィールドに対応していないのが現状です。知財価値評価は、コンサルと組み合わせさせてこそ生きる、多様な知財活用の展開はコンサルの現場で生きる、価値評価は知財活用と切り離すことができない、知財経営支援の地域展開を考えた場合には、地域キャラバンの活用が期待されるなど、様々な機能が有機的に連携して初めて、知財経営に対する有益なアドバイス、又は社会的役割を担うことができるといえます。また、知財経営を担い得る弁理士の養成という観点でも、総合機能を有する組織が求められます。

これらの事情を勘案すると、知財経営の概念の下に、企業支援を統合的、戦略的に実行する組織を確立する時期に来ています。その組織を通じて、骨太の政策の下に、知財経営のコンサルができる会員を多数育成し、積極的に知財経営に関与し、これらを通じた企業支援活動を通じて、産業社会における知財の活用に積極的に関与する。そのような時期が来ているのではないかと考えます。

以上
(原稿受領 2016. 4. 12)